

学校いじめ防止基本方針

北海道小樽水産高等学校

令和8年4月改訂

1 学校いじめ防止基本方針

いじめは、冷やかしからかいなどのほか、情報機器を介したいじめ、暴力行為に及ぶいじめなど、学校だけでは対応が困難な事案も増加している。また、いじめをきっかけに不登校になってしまったり、自らの命を絶とうとしてしまったりする生徒を生み出す恐れがある。いじめの問題への対応は学校として大きな課題である。

そこで、生徒たちが意欲をもって充実した高校生活を送れるよういじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめに対する基本的な考え方

- ・「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」との認識
- ・「いじめはどの生徒にも、どこの学校においても起こり得る」との認識
- ・「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識

(3) いじめの構造と要因

① いじめの構造

いじめは、「いじめられる生徒」、「いじめる生徒」だけでなく、「観衆」・「傍観者」などの周囲の生徒がいる場合が多い。周囲の生徒の捉え方により、抑止作用になったり、促進作用となったりする。

② いじめの要因

- いじめの衝動を発生させる原因は、以下のものなどが考えられる。
- ・心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）
 - ・集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学習集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある。）
 - ・ねたみや嫉妬感情
 - ・遊び感覚やふざけ意識
 - ・金銭などを得たいという意識
 - ・被害者となることへの回避感情

(4) いじめの態様

具体的ないじめの態様には、以下のものなどが考えられる。

- ① 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤ 金品をたかられる
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせたり、させられたりする
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

(5) いじめの解消

次の2つの要件が満たされていること

- ① いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月を目安とする。）
- ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

ただし、この要件が満たされている場合であっても、必要に応じて、被害生徒・加害生徒の関係の修復状況などを勘案して、「いじめ対策委員会」において判断する。

3 いじめ防止の指導体制・組織的対応

(1) 日常の指導体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制を以下のとおりとする。なお、4月・8月・1月の3回開催する。

いじめ防止委員会	教頭・生徒指導部主任・各学年主任・特別支援コーディネーター
----------	-------------------------------

(2) 緊急時の組織対応

いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織を以下のとおりとする。

いじめ対策委員会	校長・教頭・生徒指導部主任・各学年主任・特別支援コーディネーター・養護教諭・スクールカウンセラー
----------	--------------------------------------------------

4 いじめの予防

いじめの問題への対応では、いじめを起こさないための予防的取組が求められる。学校においては教育活動全体を通じて、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

(1) 学習指導の充実

- ・規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり
- ・コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくり

(2) 特別活動、道徳教育の充実

- ・ホームルーム活動における望ましい人間関係づくり
- ・ボランティア活動の充実

(3) 教育相談の充実

- ・面談の定期的実施

- (4) 各種調査の実施
 - ・ いじめアンケートや HyperQU など各種調査の実施
- (5) 人権教育の充実
 - ・ 人権意識の高揚、講演会等の開催
- (6) 情報教育の充実
 - ・ 科目「水産情報技術」におけるモラル指導の充実
- (7) 校内研修の充実
 - ・ いじめの問題に適切に対応できる実践的指導力の向上
- (8) 保護者・地域との連携
 - ・ いじめ防止対策推進法、いじめ防止基本方針等の周知及び学校公開の実施

5 いじめの早期発見

いじめ問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。

(1) いじめの発見

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。「緊急時の組織対応」により速やかに報告し、事実確認する。

(2) いじめられている生徒・いじている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

いじている生徒がいることに気が付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やして状況を把握する。

(3) 教室・家庭でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払ったりするなど、サインを見逃さないようにする。

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。家庭で気になる姿を見かけたら、保護者と学校との連携が図れるようにする。

(4) 相談体制の整備

- ・ 校内の相談窓口の設置・周知及び外部機関の相談窓口の周知
- ・ 面談の定期的実施

(5) 定期的調査の実施

- ・ アンケートの実施（道教委調査）

(6) 情報の共有

- ・ 情報経路の明示・報告の徹底
- ・ 職員会議等での情報共有
- ・ 要配慮生徒の実態把握
- ・ 進級時の引き継ぎ

6 いじめの対応

(1) 生徒への対応

① いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援することが重要である。

- ・安全・安心を確保する。
- ・心のケアを図る。

② いじめている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- ・いじめの事実を確認する。
- ・いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・いじめられている生徒の苦痛に気付かせる。
- ・今後の生き方を考えさせる。
- ・必要がある場合は懲戒を与える。

(2) 関係集団への対応

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬ振りをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

- ・自分の問題として捉えさせる。
- ・望ましい人間関係づくりに努める。
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

(3) 保護者への対応

① いじめられている生徒の保護者に対して

相談を受けたケースでは、複数の教員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- ・親子のコミュニケーションを大切にすることなどの家庭の協力を求める。

② いじめている生徒の保護者に対して

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・いじめは誰にでも起こる可能性があることを説明する。
- ・特に、被害生徒や保護者の心情に配慮して対応する。
- ・加害生徒の行動が変わるように教員として支援していく。
- ・保護者の協力が必要であることを伝え、何か気付いたことがあれば学校に連絡してもらおう。

③ 保護者同士が対立する場合など

教員が間に入って関係調整が必要な場合がある。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ・教育局や関係機関を連携し、解決を目指す。

(4) 関係機関との連携

いじめは学校だけで解決が困難な場合もある。情報の交換だけではなく、一体的な対応をすることが重要である。

① 教育局との連携

- ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- ・関係機関との連絡調整

② 警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・犯罪等の違法行為がある場合

③ 福祉関係との連携

- ・家庭の養育に関する指導・助言
- ・家庭での生徒の生活・環境の状況把握

④ 医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神状態についての治療、指導・助言

7 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者が掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし、社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載するなどネットいじめであり、犯罪行為にあたる場合もある。

(2) ネットいじめの予防

① 保護者への啓発

- ・フィルタリング

② 情報教育の充実

- ・教科指導における情報モラル教育の充実

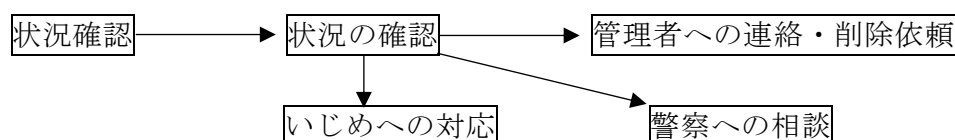
③ ネット社会についての防犯講話の実施

(3) ネットいじめへの対応

① ネットいじめの把握

- ・被害者からの訴え
- ・閲覧者からの情報提供
- ・ネットパトロールの実施による発見

② 不当な書き込みへの対処



8 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ① 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。
 - ・生徒が自殺を企図した場合（自殺を図った、図ろうとした場合）
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- ② 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある。
 - ・年間 30 日を一つの目安とする
 - ・生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合は、迅速に対応

(2) 重大事態時の報告・調査委協力

学校は重大事態が発生した疑いがあると認められる場合、教育局へ速やかに報告する。また、いじめられて重大事態に至ったという生徒や保護者からの申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たることとする。なお、被害生徒や保護者が希望する場合は、調査の実施自体や調査結果を外部に対して明らかにしないまま行うことも可能であり、被害生徒や保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら調査を進めることができる。

9 本方針の点検・見直し

いじめ防止委員会において、本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかを点検するとともに、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

<いじめの発見から初期対応までの動き>

